

開催日時：令和8年7月2日（木）10：30～14：41

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 大橋洋一部会長（司会）、勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、宇野二郎構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員、平田彩子構成員

〔政府〕 稲原浩内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、佐々木奈佳内閣府地方分権改革推進室参事官、佐伯美穂内閣府地方分権改革推進室参事官、川口真友美内閣府地方分権改革推進室参事官、澤野宏内閣府地方分権改革推進室企画官、松田和香内閣府地方分権改革推進室企画官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題：令和8年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

＜通番 30：PPP（LABV 方式）を活用した公営住宅の建替への公営住宅建替事業（法定建替）の適用拡大等（内閣府、国土交通省）＞

（大橋部会長）公営住宅関係で、毎年様々な形で出てくるが、今回出てきたものは新しい官民連携型の主体でやっていくようなことはできないかということである。先々、官だけで全部管理していくというのも限界があるので、こういうところを調整してみる必要はあると考える。ただ、今日お話があったように、この明渡請求、補助金どちらについても公共性がないと実現できないというところなので、その公共性がどう担保されるかという問題である。特に前者の明渡請求が借地借家法の特則ということもあってより大きな公共性が求められる課題だと思うので、難しい方からまずやって、そちらがある程度解決すれば、後ろも解きやすいのかなと思う。国土交通省の懸念は、公民館の商業ビルみたいな再開発だったらLABV方式はいいと思うが、結局公営住宅事業として、持続的に担保されるということがないとやりにくいので、その見極めをしたいということが先ほどの御説明の趣旨だと思う。

一次回答の「慎重に」の趣旨は、資料でははっきり書いていないが、実施する側もある程度覚悟を決めて、長期間公営住宅として使用するというを宣言してもらわないと、なかなか国土交通省も乗りにくいということかと思う。例えば、公営住宅法を見ても、耐火構造の住宅だと耐用年数70年というところをベースにしているので、例えば、地方公共団体がそこまで腹をくくって、70年公営住宅として使用するというを約束して実施するなどの条件が入れば、それだけ長くやってもらえるのであればということで見極めがつくと思う。

だから、この問題はどういう条件を出したら折り合えるかだ。具体的に言えば、法制的に問題がない案はどうすればできるのかということだと思う。その点を加味すると、今までやってきたような非現地建て替えの時に議論した移転先での入居者保証等は、条件として入るのだと思う。

今回、提案団体も一定期間として70年間公営住宅として使用することを考えているようであり、一定期間公営住宅として使用する要件を入れたとしたときに、さらにプラスアルファで何か条件が要るのだろうかというのが一番のポイントと考える。70年も公営住宅として使用すれば、その後の建物の使用方法是問わないということなのか、70年経った後でもなお所有関係とかそういうことについて一定の約束を、協定や法律などに書いて、それをある程度約束してもらわないといけないのかということである。「慎重に」の趣旨は、その点かと

思料するところ、二次ヒアリングでは、どんな条件かを示していただき、その条件が重過ぎるとか軽過ぎるといふ議論をしたい。例えば、70年公営住宅として使用するとした場合、更にプラスアルファで何か必要なのかをお聞きしたいと思う。

(国土交通省) 現状は特に議論はしていない。提案団体が70年公営住宅として使用するつもりだということを今始めて聞いたが、我々は提案団体より一定期間使用するとしか聞いておらず、もしかしたら5年とか10年かもしれない考えると、明渡請求権を認めることは難しい。公営住宅法の中には借上げ公営住宅に特有の規定が幾つかある。借上げ公営住宅については、明渡請求ができることや、その後、代わりの家には抽選なしで入れる等、様々な規定があり、他の地方公共団体が所有している公営住宅とは入居者保護の規定が異なっている。そのような規定との組合せも踏まえ、明渡請求権を認めるに足るような理屈が構築できるのかというのは懸念している。

そういう意味では、この場で、御指摘のとおり70年間公営住宅として運営することで、問題ないと言えないが、まずは、既存の入居者の保護を図れる期間が適切に担保できているのかということや、公共性が担保できるのかということが論点かと思う。

もう一つ御指摘された、「ほかに何か付加的な条件があるのか」に関しては、補助で地方公共団体が最終的に所有するものと所有しないものとの間に、補助の割合に少し違いを出すという点は考えられる。地方公共団体への家賃低廉化の補助において、地方公共団体が土地を新たに取得するかしないかで家賃の低廉化の補助の期間が10年か20年かという違いがある仕組みになっているからである。そのような意味では、最終的に財産が地方公共団体に帰属するか帰属しないかという点は、補助の入れ方に影響すると考える。

(大橋部会長) 補助の場合だと、公営住宅の使用をやめるとき、補助金には一回承認などの手続が入る。そのため、例えば、ある点を担保できているのであれば、他の点については問わないというようなことなのか等、条件面を具体的に検討し、オール・オア・ナッシングではなく、具体の条件を議論したい。先ほど70年と言ったのは、かなりハードルが高いところであるが、70年であっても、ある程度建物に劣化がある等の条件があれば、少し手前の年数でも認められるという議論はあると思う。しかし、最初から70年を短縮できるかを議論すると要領が悪いので、70年をベースにしながら、借上げ住宅と比較する形で、条件を少し緩やかにできるようなところはあるのではないかと思う。借上げ公営住宅を官民連携方式で実施している実績はまだないので、借上げ公営住宅として使用される場合と、地方公共団体が所有する公営住宅で比べられるといいかと思うがいかがか。

(国土交通省) 恐らく通常の借上げ公営住宅として借上げられている住宅で、民間所有のものはあると思うが、法定建替事業として実施しているものは私の知る限りではない。

(大橋部会長) ある程度の共通の認識はできたので、提示した条件について具体的に議論していただきたい。場合によっては地方公共団体の意見も聞いていただきたい。なるべく新しい手法を現時点でそろえておくのは大事なことだと思う。そのため、どの辺だと折り合いがつけられるのかという議論であり、こちらも決して無理に全てを実現しようということは考えていない。先程申し上げた形で、再開発などに後々使われるような変なことにならないよう手当てはした上で、どれだけのことができるかというところに関心があるので、整理いただきたい。

(高橋構成員) 70年経過したら全面的に建替えなくてはいけないと思う。だから、地方公共団体に帰属すると言っても、ほとんど財産的な価値はないので、その点で、補助の入れ方についても、70年経過した後だと民間帰属であるか地方公共団体帰属であるかでそんな変わりがないと思うので、検討いただきたい。また、部会長も発言があったが、様々な条件というのはあると思うので、あまり70年と法律で決めずに、政令等で様々な条件

を決めて、柔軟に動けるようにしていただきたい。その辺を二次ヒアリングで様々な聞かせいただきたい。

(大橋部会長) 法律で全部書くとなれば、行き詰まってしまうかもしれないので、場合によっては当事者との間での協定のような形で担保するというひな形等を用意して、相手方とは詰める等、様々なやり方はあると思う。そうすれば、高橋構成員から発言があった形で柔軟性も確保できるかと思う。その点を御議論いただいた上で、二次ヒアリングをお願いしたい。

<通番5:被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化(国土交通省)>

(大橋部会長) 確認書発行に当たっての負担軽減策について、具体的なアイデアはありますか。

(国土交通省) 空家等対策の推進に関する特別措置法の中に空家等管理活用支援法人という法人の仕組みがあり、市区町村長が法人を指定できることになっている。このような指定法人にお願いすることが負担軽減策の一つとして考えられる。この際、手数料を徴収して法人が発行するということも考えられる。

直近の調査だと、全国で189団体指定されており、この1年で95から189とほぼ倍増しているので、今後も増えていくことは期待できる。

(大橋部会長) この問題に関しては、去年、まずこの義務付けの根拠はどのように整理されているのかについてお聞きし、国土交通省としては自治事務として整理しているとお聞きしている。その根拠として、租税特別措置法施行規則第18条の2第2項第2号イの規定が示されているところである。しかしながら、この規定は省令に基づくものであり、自治事務に対する義務付けという観点からすると、法律や政令に基づく場合と比較して、根拠として必ずしも強いものとは言いがたい。その点を前提として申し上げる。まず、空家等管理活用支援法人については、指定団体数が大幅に増加していることは評価できるが、現時点でも全国で約190団体にとどまっており、制度の幅広い活用を期待するのであれば、なお十分な数とは言えないのではないかと。また、今回の問題の背景には、税務署と市区町村という二つの窓口が存在することによる混乱があり、市区町村に相談すると税務署を案内され、税務署に相談すると市区町村への問い合わせを求められるといった状況の中で、新たに空家等管理活用支援法人という第三の窓口が加わることにより、かえって手続や相談先が複雑化するのではないかと懸念もある。さらに、この仕組みを利用する場合の費用負担がどの程度生じるのかについても気になるところである。空家等管理活用支援法人を代替案として提示いただいたこと自体は有り難いが、以上のような点を踏まえると、その実効性や実用可能性についてはなお危惧されるところがあるが、いかがか。

(国土交通省) 御指摘のとおり、今は189団体であり、自治体数でいうと106市区町村であるため、全国の自治体約1,700団体に対し、17分の1くらいしかない。

今国会において、空家等管理活用支援法人の対象については、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」により拡大され、営利を目的としない法人についても指定が可能となった。その結果、商工会や商工会議所のほか、行政書士会や司法書士会なども指定対象となっている。

特に、行政書士会や司法書士会のような団体であれば、相続に関する相談対応の実績や知見を有しており、空き家に関する相談とも親和性が高い。そのため、今回の制度改正により、空家等管理活用支援法人の裾野はさらに広がるのではないかと考えている。

現在はNPO法人や宅地建物取引業協会が中心になっていると思われるが、今後は相続相談を行う専門家団体や、地域の実情に精通した商工会等の参画も期待される。例えば商工会であれば、商店街や店舗併用住宅などの空き家の状況についてもよく把握していると考えられることから、今回の空家等対策の推進に関する特別措置法改正によって空家等管理活用支援法人が広がる可能性は大きいのではないかと認識している。

また、手数料については一概には言えないものの、本特例による控除額は土地・建物の価格にもよるが比較

的大きな金額となる。そのため、仮に数万円程度の手数料が設定されたとしても、特例による税負担軽減効果と比較すれば、必ずしも大きな負担にはならないのではないかと考えている。

(大橋部会長) この問題は、市区町村が手続の間に入っても、最終的には税務署の判断となり、市区町村が確認書を発行しても税務署において特例が認められないことがあるという手続の見通しの悪さが課題である。窓口を一本化して、まずは税務署で受け付けてから市区町村が協力するようなフローの見直し等は可能か。

(国土交通省) 税務署で却下されたものがどのような内容であるか、また構造的な問題であるのかについて、我々は把握していない。空き家に関して却下されたものがあるのかも承知していないため、構造的な問題なのかどうか判断できない状況である。

(大橋部会長) 市区町村が確認書を発行しても最終的に税務署で却下されるのであれば、市区町村は何のための確認書だったのだろうということになってしまうので、初めから審査権限を持つ税務署で受け付け、市区町村が協力するという形で窓口を一本化することが一番思いつきやすいアイデアであるが、これは難しいのか。

(国土交通省) 税務署で確認書が不十分として却下されたのか、その理由が何であるのかについて我々は承知していない。

(大橋部会長) 事務局、具体例はあるか。

(松田企画官) 提案団体等に確認したが、特例の適用にならなかった原因までは把握できていない状況である。

(高橋構成員) 空き家特例の適用には様々な条件がある。空き家特例の適用要件の該当性については、最終的な判断は税務署ではなければならないのではないかと。

(国土交通省) 所得税であるため、所得税の控除をするかどうかの最終判断は税務署だが、空き家であるかどうかという概念はかなり曖昧である。

(高橋構成員) 空き家であるかどうかではなく、空き家特例には1億円以下等の様々な条件がある。その具体的な条件で却下されることがあるのではないかと。

(国土交通省) 他の要件で却下されることはあり得る。

(高橋構成員) 確認書は取得したが、最終的に空き家特例の適用要件で却下されるということは理論上あり得るのではないかと。

(国土交通省) 理論上はあり得る。

(高橋構成員) 申請者が空き家だと思い込んでおり、空き家特例の適用だと考えて確認書を取得したが、税務署で却下されたというケースは理論上あり得るのではないかと。

(国土交通省) あり得ると考える。

(高橋構成員) したがって、窓口をまずは税務署に一本化し、税務署が適切にチェックした上で、空き家特例の要件について市区町村に確認依頼をする方法はどうか。

(国土交通省) 最終的な審査部門が全ての書類等を申請者から集めてから各部門に確認するという方法は考えられるが、どちらが効率的であるかを検討する必要がある。確定申告は時間もかかるため、税務当局も含めて議論する必要がある。全ての仕組みがそのようになっているわけではなく、住民票や課税証明を取得してから申請するという方法は世の中に多く存在するため、最終判断の部門に全ての書類を提出させるやり方が正しいかどうかについては議論が必要である。

(高橋構成員) 受付の段階で必要書類を確認し、不備がないところまで確認できたため、残りの空き家の確認については市区町村に依頼するという方法はあるのではないかと。

(国土交通省) 3,000万円控除は空き家の確認が最も重要であるため、ほとんどのケースで市区町村が確認することになると考える。

(高橋構成員) 空き家の確認だけでなく、空き家特例の様々な条件がある。

(国土交通省) 他の要件は外形的にほぼ判断できる。空き家については曖昧な条件であるため、税務署が全ての書類等を集めてから各市区町村に確認するやり方が効率的であるかどうかについては、議論が必要である。

(高橋構成員) 二次ヒアリングまでに議論していただきたい。

(大橋部会長) 申請者が市区町村と税務署の窓口を行ったり来たりして、それはここではないと言われたりするなど、フローが不明確な状況が課題である。税務署で窓口を一本化する案１と、確定申告の時期に市区町村の職員も税務署に来て窓口で連携するとか、その逆でもよいが、そのような連携体制を構築するという案２など、手戻りがないようにすることが重要である。具体的なアイデアを御用意いただきたい。

(国土交通省) 関係する部署が多いため、相談させていただきたい。今ここで確実な回答をするのは難しい。

(大橋部会長) 抽象的な机上の議論ではアイデアが出にくいので、市区町村の事務の現場で実際に何が起きており、どこに問題があるのかについて提案団体や複数の団体に事務局と一緒に聞き取りを行い、具体的な課題を把握した上で対応策を検討することが有効ではないか。その上で、申請者や市区町村の負担軽減策を二次ヒアリングまでに御用意いただきたい。

(国土交通省) 自治体の話をよく伺いしたい。

(大橋部会長) 他の先生方、いかがか。

(勢一部会長代理) 御検討いただけるということで、是非お願いしたい。

この件に限らず、事務全体の効率化をどう図るかという観点が非常に重要である。人口減少により自治体職員のマンパワーが不足しており、国も十分ではない状況の中で、個別の事務ごとにどうすれば効率化できるかというアイデアが必要なステージである。自治体と国が関わる事務をどのようにトータル設計するとよくなるのかという観点が重要であり、国にも御検討いただくことが非常に重要である。関係各所と御検討いただければ幸いである。

(国土交通省) マンパワーと反比例するように空き家は増加しており、市区町村にとって空き家政策の重要性が高まっている一方で、マンパワーは不足している状況である。

空き家の3,000万円控除申請も増加しており、今回の税制改正の中で、勢一先生がおっしゃるように事務効率化は重要であると考えており、この観点も含めて議論していきたい。

(大橋部会長) 是非お願い申し上げる。追加共同提案団体の数が多く、控除額も大きいため関心が非常に大きい問題である。手続フローの見直しと共に、要求している添付書類が本当に必須であるかどうかという簡素化についても御議論いただきたい。

これは次回までをお願いする。

<通番４：所得税等軽減に係る住宅用家屋証明及び耐震改修証明の廃止（国土交通省）>

(大橋部会長) 着工前は認定通知書で、竣工後はもう一度住宅用家屋証明書で確認するという説明は理解したが、現地調査等を行うわけでもなく、書類がそろえば即日住宅用家屋証明書が交付されるような運営がされているようである。そうであれば、建築確認とその後の検査済証のように、着工前後で厳密に分ける必要があるのか疑問である。認定通知書が出ていれば、認定された計画に沿って建築されているわけであるから、それで代替することもあり得るのではないか。また、再発行について検討するとのことだが、提案団体は再発行自体が手間であるとしており、その点についての具体的な対応策を聞かせていただきたい。

(国土交通省) 認定は計画に対するものであり、実際にその計画どおりに建てられたかどうかを確認することが制度の基本的な建付けである。市町村においてどのような形で確認するかは別として、再度確認していただく

というのが現在のスタンスである。再発行については、登録免許税の手続で使用した証明書の写しを投資型減税にも使用できることを周知徹底していくことを考えている。

(大橋部会長)再発行の件数が自治体で年間数十件に上るとも聞いており、周知徹底だけでは不十分ではないか。認定通知書と実際に建てられたものとの間で相違が生じる事例はあるのか。

(国土交通省) 基本的には認定どおりに建てられているが、税の特例を適用する上で、一度は市町村の確認を経ることが必要と考えている。再発行については、一度確認済みのものを再度提出させることが負担になると思うので、周知で足りるかどうかも含めて検討していきたい。

(大橋部会長) 認定通知書の発行事例と実際に控除を受けた事例との間で、懸念しているような相違が生じる割合を把握し、再発行対応に全国で生じているコストと比較した上で、後者が大きいのであれば制度を見直すことも一つの制度設計としてあり得るのではないかな。

(国土交通省) 長期優良住宅を建てるメリットは登録免許税や固定資産税の減免にあるため、認定通知書だけで確認を省略すると、着工時のみ認定基準に適合していればあとはいくらでも変更可能というようなモラルハザードが生じるおそれがある。計画と出来上がりの差がほとんどないからといって確認を不要とした場合の影響も考慮する必要がある。

(大橋部会長) 登録免許税の手続でも証明書が提出されるのであれば、それを記録簿のような形で管理し、投資型減税の適用の確認に活用するといった具体的なアイデアを検討いただけないか。

(国土交通省) 登録免許税の書類を活用するというのが本来の姿であり、長期優良住宅法の体系を今すぐ変えるということは難しいが、税制上の担保の在り方や周知の在り方も含めてどのような形が可能か、検討したい。

(大橋部会長) 耐震改修証明書について、自治体の裁量に委ねられており、発行するかどうかは自治体によって異なるという制度の建付けでよいのか疑問である。また、提案の内容を見ると、リフォームで複数の工事が混在する場合の切り分けなど、証明書を発行する際の基準が明確でなく、現場が悩んでいるとのことであり、ガイドラインや考え方の整理、市町村からの問合せへの対応が必要ではないか。

(国土交通省) 増改築等工事証明書の通知において証明方法が記載されているが、それを参考にさせていただくための周知が行き届いていない部分もあるため、耐震改修とそうでないものの分け方等についてしっかり伝わるよう周知していきたい。

(大橋部会長) 問題点を共有した上で、事務局が介在して実際の悩みを聞き取り、それに対する回答を整理するだけでも負担軽減につながるのではないかな。また、そもそも裁量が広過ぎるのではないかなという観点から、この制度を継続するかどうかも含め、増改築等工事証明書といった他の証明書が使用可能であるにも関わらず、住宅耐震改修証明書を設けている必要性を改めて整理いただきたい。

(国土交通省) 耐震改修の補助を熱心に行い、税制の特例をメリットとして打ち出して耐震改修を推進している自治体もあり、建築士に増改築等工事証明書の証明を頼むと費用がかかるという面もあるので、耐震改修を促進したい自治体に対応できる形は維持したい。運用が難しいという点については、うまく対応している自治体のノウハウも含め、実情を伺いながらどのような形で明確化できるか検討していきたい。

(大橋部会長) 申し上げ事項について整理いただき、二次ヒアリングで対応の方向性を示していただきたい。

<通番15：二級建築士等試験に係る審査・実施体制の見直し（国土交通省）>

(大橋部会長) 第一次回答であったように、二級建築士及び木造建築士の業務内容から考えれば、地域との密着ということはあると思うが、現状を見た場合に、全国47都道府県が同一の試験機関を指定しており、試験内容や合否判定基準が全国一律に行われているという実情が進展している。だとすると、かえって一つの都道府

県が独自性を出すというようなことは、国家資格としてどうかという問題があると思う。あえて都道府県に判断の余地を残すということは形骸化しているのではないかということで、試験の問題作成の基本方針や合否判定基準の決定をそもそも試験機関に任ずというやり方か、地方の都道府県建築士審査会ではなく国の中央建築士審査会でやっていただくか、都道府県建築士審査会のやり方を変えていただくか、この3つが方策かと考えるが、いかがか。

(国土交通省) 問題の基本方針や合格基準の考え方は都道府県でしっかりやっていただくとしても、具体的な合格基準や合格者は指定機関に委ねるということはある。あらかじめ都道府県の建築士審査会などの御議論を経て包括的にやるというのはあると思っている。

国でやっている一級建築士試験の場合も、例えば資料2の28ページにあるとおり、合否判定の基準というのはある程度決めていて、国の中央建築士審査会の場合でも、実態上は例年どおりという形になって議論はない。

形骸化しているというよりも、もともと作っている合否判定基準に、試験内容が妥当であるというのを事実上確認しているという状況である。そのため、審査会の委員全員が集まる必要があるのかという部分について、例えば書面開催の方法もあるのではないかという御提案については確かにおっしゃるとおりだと思う。

それから、国と自治体との役割分担については、一級建築士と二級建築士とそれぞれ制度があるので、やはり国の部分と自治体の部分というのは維持するということが必要だと思う。

我々が心配しているのは、二級、木造建築士も高齢化しているので、これから担い手がいなくなるという中で、各都道府県の事情を踏まえ、これから地元の地域の建築、設計業界とか設計体制をどうやって維持していくかは、各都道府県がかなり真剣に考えなくてはいけないと思っている。実際に一級建築士も60歳以上が多分4割とか半分以上になってきている中で、地方で建築士を育てていくということについて、試験制度自体も全国一律でいいのかというのはもう少し考えなくてはいけないと思っている。例えば従前はブロック単位で試験をやっている。地方分権と言いつつ、むしろ国で一律でやっていただきたいという提案だが、これからの問題意識としては果たしてそれでいいのかどうかというのは議論があるかと思っている。

(高橋構成員) まず、一級建築士は国だが、二級と木造建築士は地方というのは、昔の考え方だったと思う。やはり安全性の担保ということであると、国全体でやった方がいいという考え方もあり得ると思う。

分権という観点から申し上げますと、昔は雪国だと独自の構造が要るというような話があり、それは地域独自でやるべきだという話だと思うが、これだけ技術が変わっていったら、ほとんど建売で、要するに定型的な住宅という中で、地域の独自の基準というのが本当に建築の安全の確保から要るかは疑問である。

あとは人材の確保ということで、例えば独自の基準を定めて、ここだともう少し基準を低くして人材を確保しようということが政策的にいいのかというのはもう少しお考えいただければ有り難い。国全体のガバナンスの合理的な仕組みの上という観点から何がいいのかというのをもう少し考えていただきたいが、いかがか。

(国土交通省) 建築基準法に地方公共団体が条例で基準を付加できるという規定があり、例えば地震が多い地域であれば通常の国が定める建築基準法よりも高いレベルの基準を求めているような場合もある。先生がおっしゃるとおり、昔ほどの地域性等は、もしかしたら、なくなってきているかもしれない。一方で、災害の起こりやすい地域で自治体が独自の基準を定めるというのもあるので、全くもって地域ごとに独自性がないわけではないと思う。どこまで国が一律でやるのか、地域に委ねるのかというのはもう少し議論が要ると思っている。

(大橋部会長) この提案は、試験問題作成の基本方針や合否判定基準について、都道府県建築士審査会が行うのではなく、国の中央建築士審査会で行ってほしいという提案だが、それに対して、先ほど代案で出した地方公共団体が試験機関にこの部分もお任せすることは容認いただけるかどうかというところが一点。それから、都道府県建築士審査会の事務を残すとしても、書面開催や、開催は毎年でなくてもよいというような形があると

思う。提案団体を含めて聞いていただきたい。

おそらく事務方としては、日程調整や謝礼金・旅費の支払い、会場の確保などが重荷になっている。二次ヒアリングまでにお調べいただき、2つの代案等の実現可能性も議論いただきたい。

(国土交通省) 試験機関にどの程度まで委ねたいかということと委ねられるかということ、それから審査会の開催方法も、地方公共団体の御意見も伺っていきながら、どこまでできるかということを議論したいと思う。

(大橋部会長) 是非ヒアリング等をしていただいて、二次ヒアリングで具体的に確認するというような形にしたいと思うので、よろしくお願い申し上げます。

(勢一部会長代理) 人材確保をしっかり考えていくというためにも、都道府県が担わなければいけないのだという御趣旨の御説明をいただき、確かにこれまでもそういう状況にあったと理解はしている。ただ、これだけ人口減少社会になってきて、だんだん変わってきているのは、一人の人がずっと同じ場所に住むのではなく、様々なところに行って生活をしていくという二拠点とか多拠点といった関係人口を活用したような人材の活用というのも進み始めていて、正に貴省は進めておられるところだと思う。やはりそうした有資格の人材が複数のところで仕事をするというのはむしろ望ましい時代に今はなっている。しかも、この資格は一回取ると全国どこでも通用するという意味で、資格者の専門人材としての価値はこれから非常に上がっていく部分もあると思う。そうした全国一律の水準が必ずしも悪いわけでもなく、各地域の特性は資格取得後に様々な形で身につけていただくような環境を整備する方が、人材確保という意味では意味があると思う。

分権という意味では、それぞれの地域でというのは大事だが、その先のもう少し幅広い意味での各地域の特性を生かすという意味では、制度の在り方はもう少しこれから変わっていく部分もあるのかと考えているので、是非そうした人の流動性というところも踏まえて御検討いただけると有り難い。

(国土交通省) 資格を取れば全国で使えるというのは御指摘のとおりである。建築士制度は資格を取るということと、定期的に講習を受けるという仕組みがあるので、地域性等はどちらで担保するのかということも議論の中に含めて検討したいと思う。

<通番10:鳥獣による農林水産業等に係る被害防止計画の策定等の主体に都道府県を追加(農林水産省、環境省)>

(大橋部会長) 第一次回答を見たが、確かに説明のとおり、都道府県が研修や指導をするということについて何も禁止されておらず、法令上できるようなことになっており、県が市町村との協議に基づいて実際に捕獲などを実施することができるリーガルスキームもある。

その上で、今回提案で問題になっている市町村の被害防止計画などを見ても、この計画も多くの地方公共団体で作成が進んでいるので、その意味でいうと、法律が予定していたようなリーガルスキームは実現しているということを前提にこの提案が出ているということである。そのため、提案募集検討専門部会から見ると、これはむしろ法的な仕組みとしてできるかできないかという話ではなくて、実際の執行ができていないということだと思う。

そこで、鳥獣被害対策の現状について、特に小さい地方公共団体などを見ると、実際に人口5万人程度の市だと鳥獣被害対策を担当されている方は1名というような数字があり、しかも、他の業務、林務だとかほかの重い仕事と一緒にやってる形である。本当にその一人の職員が孤軍奮闘している中で、被害防止計画に書かれたようなことができるのかというと、やはりこれはできませんという形で悲鳴が上がっていて、都道府県の関与を求めているのが今回の提案である。予定調和的にそのときに都道府県が動いてくれているかというと、実際にはそうではなくて、例えば、被害防止をやるためには様々なモニタリングに基づく生息だとか被害などというデータがなければエビデンスベースで行政執行できないのに、その結果が共有してもらえない、

指導とか研修が全然できていない、広域捕獲についてやり方が判然としないなどがあって、結局、都道府県と市町村との関係が法律に記載のあるような形では執行ができていない現状がある。

そのため、こういう問題はあるのだから、都道府県がしっかりやってくださいという点を主務官庁の方から具体的に指示いただくということが今回お願いしたいことである。都道府県と市町村でやってくださいということではなくて国も適切に関与してほしいということだと思う。

そこで、今回提案で出ているものの中でいうと市町村支援、特に調査結果の共有ができていないということと、人材が足りていないので、人材支援をベースにして、そこに研修や指導などに係る人員の派遣をお願いする。また、鳥獣が広域で動き回るところについての広域捕獲などの対応などをお願いしたいというのが具体的に出ていて、これは新しい問題ではなく、研究報告書とかを見るとこの点の対応が遅れていることは既に指摘されていた。そこで、今説明した執行現場の現状を関係省庁で的確に把握されていますかということと、それを前提にして、何か指示してもらえるのか、静観しているのではなくて積極的な号令をかけていただけますかということをお願いしたいが、いかがか。

(農林水産省) 今あった提案募集検討専門部会の指摘の趣旨は非常によく理解している。ただ、地方分権の関係で国と都道府県というのは対等になっているため、指示、命令などをするのは難しいと思っている。他方、広域的な問題であり、被害も結構大きいので都道府県が主体的に対策を講じる必要があるところ、農林水産省でも、都道府県が主体となって、都道府県の中をまとめるような予算措置も講じている。それを都道府県が利用することが何よりも重要だと思っている。そのような取組は、例えば北海道でスタートしているが、市町村任せにせず、都道府県が責任を持って対策を講じる仕組みを作っていきたい。

(高橋構成員) 分権の観点を御指摘いただいたが、例えば、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第7条の2において、都道府県の役割として特定鳥獣管理計画の作成もしくは変更ということについて協議をする必要がある。この鳥獣保護管理法第7条の2というのは、提案で求められているいわゆる被害防止計画の策定についての文言ではないということではよろしいか。

(農林水産省) 然り。

(高橋構成員) 要するにそこについて積極的に都道府県が関与していただきたいというお願いなので、今の時代、害獣が出たときに真っ先に住民から要求されるのはやはり市町村。手早くとにかく何とかしてくれと。非常に立派な法律を作っていただいて有り難いが、そのときに、やはり今の法律ではなかなかできない市町村が多くある中で、そういうところに害獣が出てきたときにどうするかという話が起きているわけであり、現状そういう状況になったところで、例えば、都道府県の責務を基本指針で適切に位置づけて、鳥獣保護管理に係る計画だけではなく、被害防止計画の策定等についてもきちんと都道府県が援助しますと、鳥獣保護管理法第7条の2みたいな形で望ましいということを基本指針に書くということがありますのかと思うが、いかがか。

(農林水産省) その整理もあると考えるが、被害防止計画は市町村が策定するものであり、一方、都道府県が実施する場合には、都道府県が作成する第二種特定鳥獣管理計画を変更する建付けになっているなど、明確に整理が既にできているため、鳥獣保護管理法及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に御指摘の点は書かれていないと考える。他方、御指摘のとおり、都道府県にいかに実行力を持っていただくかという点については、農作物の被害防止の観点に限らず、様々課題があると認識しており、農林水産省としても、一番効果的な方法を考えてみたい。

(大橋部会長) 先ほど分権の観点で国と都道府県が対等だというのはそのとおりだが、対等という場合に、やはり本来果たすべき役割を都道府県が果たせていないということがあれば、それを主務官庁としての的確にこういうふうにやってくださいと言うことは自治の侵害でも何でもなく、むしろ大事なことだと思う。

(農林水産省) それは有り難い御指摘である。

(大橋部会長) 役割が、鳥獣保護管理法及び鳥獣被害防止特措法等の想定しているとおりに動いていないわけなので、法律が想定する形で動いてくださいと言うことは分権を侵害することでも何でもない。ただ、都道府県ですらここのところの知見は十分持ち合わせていない可能性もあり得るようなところなので、そうだとすれば、なおさらそういうところについて支援とか助言などを国として実施して、執行が行きわたるようにということをお願いすることが大事だと思う。

市町村レベルで計画はほぼ作られている中でこういう提案が出ていて、しかも、この提案が共同提案団体まで含めると、多くの市町村からこのような意見が出てきているということは、偶然1か所の不都合ではなくて、やはり人がずっと足りていない問題で、今、喫緊でいろいろなところで熊被害をはじめとして出ているところなので、この関係をもう少し執行がスムーズにいくようにしてもらいたい。高橋構成員が説明したような方針に位置づけることが必要であるし、通知などでの確にその都道府県の役割をもう一度確認することも必要だと思うので、場合によっては都道府県の鳥獣保護管理に係る計画の中に何らかのものを位置づけるというような形の整理もありうる。この点を二次ヒアリングまでに整理いただきたい。

(農林水産省) 検討したい。AIが進化しているので、人がいなくても管理などしやすくなっているところもあるので、それをうまく組み合わせるなど、前向きに検討したい。

(高橋構成員) それから、法制的な話をすると、鳥獣被害防止特措法の第4条について、結局、被害防止計画について都道府県がどのような役割を持っているかというところ、第4条第12項があると思うが、市町村は都道府県知事に対して被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言、その他必要な援助を求めることができるというように書いてあるが、これはできるだけ、それに対応する、いわゆる鳥獣保護管理法第7条の2に対応するような義務がないと思う。そのため、鳥獣被害防止特措法上も都道府県の役割がある意味では正面から見えてこない建付けになっていて、その当時は非常によく考えられて法律を作られたのだと思うが、そういう法制の中で都道府県がもう少し前に出てきてもらうということを農林水産省の方針として基本指針などに明記していただくと非常に良いと思うし、例えば共同策定みたいなものをできるとか、都道府県と市町村が共同策定できるとか、通知でも良いかもしれないが、御検討いただきたい。

繰り返しになるが、いざ出たときに何とかしてくれと言って要求されるのは市町村であり、この鳥獣被害防止特措法もそういうことがあったのでこのように作られたのだと思うので、そのときも対応できないと市町村は困る。交付金は計画を作らないと交付できないというのはそのとおりだと思うが、計画を作れるように、運用を農林水産省として考えてほしい。

(農林水産省) 都道府県は鳥獣保護管理法で捕獲も含めて計画を作成し、鳥獣被害防止特別措置法において、権限移譲を受けられるよう市町村が被害防止計画を作成する建付けになっているため、その関係も含めてよく整理をして対応したい。指摘は理解した。

(高橋構成員) 都道府県が作る計画は広域的な観点から見た広域計画であり、市町村の方はピンポイントな計画であるという関係もあるということを理解いただきたい。

(勢一部会長代理) 人口減少でマンパワーがない、知見もないという中で、やはり鳥獣の問題は広域なものであるから、一つの町村内で収まらないということもあるので、そういうときにどういう手だてがあり得るかというところを考慮いただきたい。

特に鳥獣保護管理の方は都道府県が管理の計画と捕獲の計画も作るが、それと適切に調整して市町村の鳥獣被害防止特措法の計画を作るというスキームになっているのだから、そうだとすると、もう少し都道府県の側の計画との整合を取れる形で計画を調整すれば、必ずしも市町村が単独で作らなくても内容は担保できる。特

に広域の場合は複数の市町村にまたがる部分をうまく都道府県のほうの計画と整合させるというのは、何か計画間調整のスキームを検討の上、法律が違うのだとか、市町村が作らないと交付金が出ないのだというような法律ごとの建付けは様々あるが、やはりこの鳥獣保護管理法及び鳥獣被害防止特措法は非常に絡み合っているので、もう少しシンプルな形で現場の市町村が使えるというような形を、今の状況変化というところを踏まえて御研究いただきたいが、いかがか。

(農林水産省) 資料2 関係府省庁提出資料(第187回)の32ページ目で説明したが、都道府県が第二種特定鳥獣管理計画を作るときには市町村に協議することになっているので、整合性を取るような規定は鳥獣保護管理法上に既にある。他方、高橋構成員の指摘のとおり、まず市町村が対応を求められることになるため、それも踏まえて考えたい。

(勢一部会長代理) 整合を取っていただいた上で、現場で誰が具体的に動けるのかという最初の議論に戻るが、現場の執行が担保できる計画、その整合をよろしく願いたい。

(農林水産省) 承知した。

(大橋部会長) それでは、現行制度を前提にして、執行が、特に都道府県レベルで活性化するための方策を具体的に準備して、二次ヒアリングはその具体案について議論するというような形にさせていただきたい。

(農林水産省) 承知した。

(大橋構成員) 鳥獣被害防止総合対策交付金を受けるに当たっては、必ず市町村がこの被害防止計画を作らないと交付金を受けることができず、事実上、計画の策定が市町村に義務づけられているといった中で、市町村の多くが既に計画を策定しているということなのだと思う。計画策定が非常に大きな負担になっている場合に、都道府県が人員不足で困っている市町村をどれだけ助けることができるかという話との関係でいうと、最近、都道府県が積極的に市町村を支援する必要があるということで、都道府県の役割を法律レベルで明確化するというケースもほかの分野ではいろいろとある。都道府県は協力できるというだけではなくて、やはり何かしなければいけないという都道府県の役割の明確化ということを積極的に検討するべきと考えるが、いかがか。

(農林水産省) 鳥獣保護管理法に基づき都道府県が総合的な計画を作成することになっている。鳥獣被害防止特措法は都道府県の権限を市町村に移譲する等の特別措置の法律である。そういう関係になっていることは冒頭説明したとおりで、都道府県が中心となって対応する鳥獣保護管理法については環境省の指定管理鳥獣対策事業交付金が、市町村が任意で対応する鳥獣被害防止特措法については、農林水産省の鳥獣対策被害防止総合交付金が、と、それぞれ法律に対応して環境省と農水省で交付金を確保しており、都道府県の計画に対しても交付金が出る仕組みになっている。

(大橋構成員) そうではなく、市町村が鳥獣被害防止特措法に基づいて交付金を受けるためには市町村が計画を定めなければいけないとなっているので、事実上、義務的に市町村は計画を策定しなければならない。しかし、それが大変だというのが市町村から出ているときに、積極的な都道府県だけがいろいろサポートするというのではなくて、あまねく都道府県、現状ではあまり消極的な都道府県であっても役割を果たしていただけるように、都道府県の役割の明確化を検討いただきたいという趣旨であった。

(平田構成員) 今回の提案は、執行の問題だと考えており、今までずっと都道府県の関与が弱い状態というのを前提に議論が進んでいるが、それがスタンダードな現実と思うが、恐らく調査をこれから進める段階で、逆にグッドプラクティスが都道府県の中でも見つかるような気もしており、もしそういった例が複数あるのであれば、それも具体的にこういった取組がありますというのを都道府県の関与の強くないところに示すというのは、具体的なイメージを持つという点で有効なのかと考えるが、いかがか。

(農林水産省) そういうものも併せて提供したい。

(大橋部会長) 先ほど大橋構成員からあった点について補足だが、今回は市町村が計画を作ればそれに準拠して補助金が出るという仕組みになっているが、ここ数年間地方分権改革有識者会議では、計画を作って補助金を出すというようなやり方をすると、計画策定の分だけ様々な点でマンパワーとかがかかって市町村が大変になり過ぎるというようなことがあって、そのような計画をなるべく義務づけるようなことはやめてくださいということを閣議決定などでもお願いして是正するというようなことを効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイドなどを作ってやってきたところ。

その観点から見ると、市町村が計画を作ってそこに補助金を出すというやり方というのは、事務執行上の観点からすると、本当はもう少し簡素化してもらいたいというようなところはある。本提案においては、これだけ被害防止計画ができていて、そこまでやってもこれは問題が解決できていないので、計画作成の是非の先のところに今回は話が集中した。本来は、マンパワーがなくて弱っているようなところに、計画というのはやはり重たい行政手法なので、そのような形ではなく、補助金の交付に必要なところをチェックできるような形のほかのものに代替するなどという形に変えてもらうということを一般にはお願いしているという観点からの指摘だったが、いかがか。

(農林水産省) 交付金を支給するに当たって、市町村が何をするかというのを明らかにして、それに対して交付金を出すことになっている。市町村が何をするのかを明らかにする手段が計画である。

(大橋部会長) その手段として、計画ではなくて、補助金を出すのだったら補助金の適格性を要求するのに計画という手法とは結びつけないでくださいということを他省庁との関係でやっていて、実際ナビゲーション・ガイドなどができている。そういう観点からすると、計画作成をさせること自体も問題点がある運営だなとは思ったものの、今回は、問題がその先にあったため、そこは深入りしなかった。次回に向けて執行の活性化策をお願いしたい。

<通番9：国有林野に係る保安林内作業許可及び代替施設の設置確認等の実施主体の見直し>

(大橋部会長) 今回の地方公共団体からの提案は、特に国有林野の国有保安林というところに限定した提案ということで、その部分についてフローを見ていくと、地方公共団体が負担だと言っているのは、はじめの解除申請などのようなものについても、最後は大臣が審査をするという建付けになっているところに知事などが入っていった仕事をするというものだが、これは実際には国有林野の中に県の職員は一般には立ち入りはしていない中で、現況把握をするような仕事をする事になっているため、負担が大きいという話だと思料する。

また、その後の許可手続は知事が受け付けることになっているが、この部分において国有林野の貸与手続については国が受け付けており、2つ窓口が併存するというような形で、かえって利用者にとっても手続先が一貫しないため、利便性を考えてこれを統一してもらいたいという趣旨の提案だと思料する。

そうすると、国有林野の国有保安林のところについてはふだんから立ち入って内情を知っている国が一貫して処理していただいた方がよいのではないか。先ほど事務の効率化に逆行するという説明があったが、これはむしろ逆行ではなくて、審査権がない都道府県が業務を担うということ自体に無理があるということが、この事務をめぐる提案されているという基本認識でいるがいかがか。

(農林水産省) 今お話のあった中で、審査権がないという点については少々違うかと思料する。そもそも作業許可をするのは知事であり、それに伴った条件として、例えば代替施設の設置を行うため、そこは当然に審査権がある。

(大橋部会長) その前の解除などの部分に関しては、いかがか。

(農林水産省) 指定・解除については、先ほど資料の38ページで説明したとおり、国有林に限れば大臣が直接執

行している。

(大橋部会長) しかしながら、その点について、実際には知事が仕事をさせられていると認識している。

(農林水産省) させられているというか、法定受託事務として知事に作業許可や立木伐採の許可の執行をいただいている。

(大橋部会長) 上申という形で審査権を持つ大臣の前のところで、地方公共団体の知事がこのような仕事を担うということがある。先ほどの許可の話ではなく、その前の指定や解除の話の段階である。

(農林水産省) それはもちろん大臣が指定解除を行う保安林種、先ほど申し上げた1～3号重要流域と国有林については大臣が上申を受けて執行するが、実際の保安林の管理事務、先ほど来申し上げているように、伐採の許可や作業許可については知事に法定受託事務としてお願いをしている。

(大橋部会長) しかし、先ほど申し上げたが、指定の解除や申請については、知事には審査権はないのではないかと。許可についてはおっしゃったと思うが、初めの指定や解除のところについては知事には審査権はなく、大臣ということではよろしいか。

(農林水産省) 然り。その判断権は大臣にある。

(大橋部会長) 判断権がない知事が、実際には現場の確認、調査などをしていない人がこういう仕事を担うというのは、やはり事務としては非効率なのではないか。

(農林水産省) 繰り返しになるが、伐採の許可・作業許可についてはしっかりと都道府県知事が実行するように法定されているため、そこは権限がある。

(大橋部会長) ただ、ふだんから知事や都道府県の職員は国有林野の中に立ち入って仕事しているわけではないのではないか。

(農林水産省) 指定解除の国有林野内の事務について、基本的には森林管理署で森林の状況を調査し、国に上申し、大臣が指定を行う。そのため、指定解除の事務の調査や審査の段階では都道府県が関与することはなく、関与するのは予定告示の部分で、この場所を保安林にすることとを都道府県の事務所やインターネットに掲載するという事務を担っていただいている。

(高橋構成員) 審査、許可は知事が実施されているのではないかと。

(農林水産省) それは作業許可の事務であり、保安林になっていて、そこで森林組合の方が民有林も含めて作業道、道を作って木材を搬出したいということについては、都道府県がワンストップの窓口になって、国有林も民有林も併せて作業許可についての窓口となり、審査、許可を行っている。

(高橋構成員) まず、分権の話でいうと、分権のときに主に議論になったのは、権限を移譲するという検討課題で、今問題になっているような伐採許可や作業許可についてどう課すかということは分権の中では議論していない。これは当初からそうっており、そこについてどうこうする議論はしなかったため、今日的にそれが合理的かどうかということは改めてやはり議論するべきものだと思います。

そういった意味で、大橋部会長がおっしゃったように、国有林野については、保安林について営林署が常に立ち入っていらっしゃる。であれば、森林管理署の方が常時立ち入って事実上実情を理解されているところ、立木や作業許可についても森林管理署の職員の方が対応する方が合理的なのではないか。

(農林水産省) これは分権以前から資料の米印にも書かれているとおり、機関委任事務ということで、保安林内の立木の伐採許可・作業許可については知事にお願いをしてきているという来歴があるということと、保安林に関しては保安林台帳というものを持っており、これは知事が法定で一元的に持っている。これは国有林であれ、民有林であれ、そのような形で持っている。

この保安林台帳の一番の重要な点というのは、いつ指定されたか、実際にどこが保安林であるかなどという

こともそうだが、指定作業要件、冒頭に御説明したが、実際に伐採をしてはいけない山だということで禁伐や択伐にするほか、植栽の義務といった要件、実際の施業を行う際の基準が書かれている。これに即してどう許可するかということについては、国有林であるか、民有林であるかを問わず、一元的に知事が執り行っているという状況になっており、そういった観点から、作業許可についても知事がそういった判断をするのがよいと考えているところ。

(高橋構成員) 台帳管理の話は、デジタルの時代であり、国と知事で共有すれば済む話ではないか。そういった意味で、台帳管理を誰が実際に物として持っているかという話と、實際上、いわゆる立木の伐採の許可と作業許可について、誰が実際に判断した方が国の全体のシステムとして効率的なのかという観点は別の話だと考えており、そこはもう一回御検討いただきたい。また、来歴をおっしゃったが、今回ちゃんと検討しようという話であるので、今日的に見て合理的かどうかと、制定当初からそうなっているという話は、別だと御理解いただきたい。

(農林水産省) デジタル化すればという話があったが、現実問題として、全国に1,230万ヘクタールの森林があり、その台帳というのは非常に膨大なものである。もちろんこれとは全く別の文脈として、我々も森林情報のオープンデータ化というのは進めているところではあるが、これには非常に膨大な労力と時間がかかる。実際に保安林の事務というのは常時行われている業務であるため、その事務を適切に執行するという観点で、デジタル化すればそれが解消されるという単純な話ではないと認識している。

(大橋部会長) 今回提案がある県の意見などを聞くと、許可の権限が都道府県知事だとしても、申請箇所についていろいろ現況把握をするなどということになると、そこについて新たな調査を県の側でしなければいけないという負担が明らかにあるということは、いろいろな県が言っている。県の職員は国有林野の中に入るような立場にないので、そういう人間がそのようなところで新たに別途調査に入るよりは、むしろふだんから見ている国の方でこの仕事をしてもらった方がいいのではないか。特に県などでも人員がこれだけ減少しているという状況があるため、役割分担という観点では、事務の在り方として非効率ではないかという提案であり、そこを見直していただきたい。

(農林水産省) 御指摘のあった実際の当該代替施設の確認調査、そういった事務の発生頻度について、39ページを御覧いただくと、作業許可が年間2万件ほどある中で、御負担だとおっしゃっているようなケースというのは、年間に多くて10件ぐらい。

(大橋部会長) それは本当か。

(農林水産省) 然り。少なくとも御提案をいただいている形での手続というのは年間10件程度。

もちろん国有林野が非常にたくさんある地域もあり、実際に事務に当たった方にとって、部会長もおっしゃったように、慣れていない国有林野に行くということの負担感など、それは全く共有するところではあるが、当然、国有林野内に入らせていただくときには、さあどうぞみたいなことは我々もしておらず、森林管理署の職員なり当該区域を管轄している森林官なりが御案内するなどという形で事務は適切に執行されているという認識である。

今お話のあったような形のものは、繰り返しになるが、10件程度という中で、個別に我々も適切に対応していこうということではあるが、引き続き議論させていただければと思料する。

(大橋部会長) しかし、これは仕組みを見たら、ふだん立ち入ることがないようなところについて、県の方が2万件とか3万件とかというような許可を対応しているというところ。

(農林水産省) これは民有林も含めてのもの。

(大橋部会長) ここでは国有林野の話なので10件程度だとしても、これは提案を出している地方公共団体の数が

1つ2つというようなものではなく、これだけ多く提案が出てきて、何のためにやっているのかよく分からないというような形で業務負担になっているということなので、そのように極小化された問題とはこちらは受け止めていない。

(農林水産省) そうすると、部会長が持たれている疑問、県から出てきているこういうことが負担なのだというお話と我々の認識に齟齬があるように感じるため、そこはまたしっかりと調査をして議論をさせていただければと思料する。

(稲原室長) 今の件数については、事務局から、林野庁とよく情報を取るようにはさせていただく。ただ、いずれにしてもその10件は国有林野に限ったものが10件だというデータがあるという認識である。

(農林水産省) 国有林野の代替施設の調査を行わなければならないケースが年間10件である。

(稲原室長) この2万、3万というのは民有林も含めた保安林の手続の件数ということでよろしいか。

(農林水産省) 然り。

(稲原室長) いずれにしても、確認させていただきたい。

(高橋構成員) そうすると、それ以外に立ち入る必要はないか。それ以外は許認可するときに立ち入る必要は一切ないということか。書面だけでよいということか。

(農林水産省) ほぼ考えにくいですが、今言った10件以外に都道府県が全く立ち入っていないかというのは、我々も確認をさせていただく。

(高橋構成員) 承知した。

(大橋部会長) 手続の併存という問題はいかがか。貸与の手続については国の局長がされていて、そちらが窓口になっているが、作業許可については知事がされているということで、窓口が2本になっていることの統一を求めるという提案があり、国民の利便性の面では、1つになった方が分かりやすいだろうと思うが、いかがか。

(農林水産省) 今お話のあった国有林野内の貸付業務は、財産管理上の観点で森林管理局長から森林管理署長に権限が下りて手続を実施しているが、あくまで土地の権原をどうするかという観点で事務を執り行っている。国有財産であり、それを貸すことができる相手かどうか、これは民間に広く貸付をできる用途とそうでないものと様々あるため、そういう財産管理上の問題として事務を執り行っている。

一方で、同じ管理ではあるが、全く観点が異なるため、保安林の管理については、先ほど来説明しているような権限、事務分担となっている。

(大橋部会長) 制度が2つあるので、その観点が違うというのは分かるが、同じ森林を対象としたものについて、こういう2つの手続があるのであれば、分かれるよりは一体になった方が良いという意見についてはいかがか。改正してこれを統一化するというのは利便にかなうのではないかと思料する。

(農林水産省) 御提案の中身については、貸与事務に合わせて保安林の手続を実施すべきだという話ではなかったため、我々としてはそういう観点では現段階では検討していない。そもそも御提案の中身というのは国有林野内の保安林の作業許可、代替施設の設置に関する御要望だという認識のため、今日のところはそこまでしか回答できる状況にない。

(大橋部会長) 是非利便性という観点から制度の見直しもお願いしたい。また、告示については電子的な公表が実現できるようになると、都道府県が掲示を行う必要性は低く、国からの告示で十分であるようにも考えられる。そうすると、この手続の見直しも可能になると思料するが、いかがか。

(農林水産省) その点に関しては、もちろん国の方向性としてデジタル化を推進するといった形で、広くネットで見られるようにするという方向性は全く我々も同様に進めているところではあるが、なかなかデジタル情報にアクセスできない方も現実問題としていらっしゃるという観点から、実際にそれを知らしめる手段を絞って

しまつてよいかということについては、我々としては引き続いてこういう形態が必要なのではないかということとで回答している。

(高橋構成員) 都道府県が掲示板に出すのと、それを都道府県がやるか、国がやるかは別だと思料する。必要なのは場所だけなので、そこは理解しておいていただければ有り難い。

(農林水産省) 併せて補足すると、実際の所有者に通知するという部分もあるため、そういったところも含めての手続である。

(大橋部会長) 提案募集検討専門部会で担っている仕事の中身として、一つは、国の仕事で国が完結できるようなものを、わざわざ途中に都道府県とかを経由させるようなことはなるべくやめてもらおうという形で、経由事務の見直しというものを進めているところ。その観点からみると、国有保安林のほとんど国が審査権を持っているところの一部を都道府県に、しかも、地元にも明くくような人を介在させているというのは、非効率だと感じるため、その部分を国で直結した形で完結したシステムにしてもらいたいというのが根幹にある。それが告示の問題でも、先ほどの許可の問題でもそうであり、これだけ複数の提案団体から負担感があるということで、このような提案が出てきているというのは、やはり執行面での問題があるということなので、今までやってきたからということではなく、二次ヒアリングまでに調査していただくなりして、この問題への解決策を御提示いただきたいと思うが、検討いただけるか。

(農林水産省) いずれにしても調査はさせていただく。まず実態として、部会長をはじめ、構成員の皆様との認識に齟齬があるため、そこを調査させていただき、今お話のあった御趣旨で今の検討があるということも理解した上で、どういう形があり得るのか引き続き検討させていただく。

(大橋部会長) 調査のときはこちらの事務局と一緒に実施していただくということがルールになっているため、そのような形で願います。これは単年で進めている仕事のため、次の二次ヒアリングのときには調査結果がどうだったかということだけではなくて、それを踏まえてどういう具体的な対応を考えられたかというところまで整理いただきたいが、それは可能か。

(農林水産省) もちろん努力はするが、悉皆に件数を正確に出そうとすると、かなり分母が大きく、かなり時間を要してしまう。実際にどうかということは、その10件以外にどうかであったり、県職員が現場に行かれるケースとしてどのくらいあるのかであったりということを、場合によっては少し推計させていただくようなことも含めてということにならざるを得ないと考えているが、そのような前提であれば、そういう形を含めた御回答をさせていただく。

(大橋部会長) 二次ヒアリングまで具体的にお願いしないと、結局、三次ヒアリングの実施や、フォローアップ案件としてまた継続して年数を重ねるという話にしかならないので、ある程度方向性を示したいと考えており、ぜひ二次ヒアリングまで可能な限りの具体的な形のものをいただきたい。

<通番19:マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等(デジタル庁、総務省、法務省、財務省)>

(大橋部会長) 今回の提案だが、大前提はマイナンバー制度がデジタル社会での社会的な基盤であり、それを活用して行政を効率化し、公平・公正な形でやっていこうということが政府全体の方針として閣議決定でも示されているところ、是非全体方針の下で、関係府省が連携してこの提案を実現するためにはどういうことが可能なのかという観点から検討いただきたい。提案団体の話を見ると、当該事務において市町村は相当苦勞しており、1か月当たり7,000件だとか5,000件という通知を受けて、所有者特定等に1か月もかかっているものもあり、1件あたり1時間を要しているという、全国で膨大な、無駄な形で貴重な自治体職員の労務、仕事が費やされているため、是非実現して、そのエネルギーをほかのところに使ってもらようよう基盤整備をお願いしたい。

法務省に質問であるが、地方税の課税の観点からというのは、地方税を所管されている総務省からは積極的に進める意義があるということで、必要性を肯定されていると思うが、今までは不動産の登記事務はマイナンバーと結びついていなかったとしても、こういう問題が出てここまで来ている。協力して取り組むということが必要と思われるが、具体的に検討に入っていただけたらと考えてよろしいか。

(法務省) 現在、不動産登記においてはマイナンバーを利用していない。また、不動産登記は、申請人である登記権利者、登記義務者からそれぞれ必要な資料を出していただき、それに基づいて登記するという制度であるので、登記の申請人となる国民から新たにマイナンバーを提供していただく理由を整理しないといけないということが必要だという考えから、このような回答をしている。そこで、不動産登記ではあまり必要がないかもしれないが、地方税の課税のために必要だということであって、そのために不動産登記の制度の趣旨からは外れるかもしれないけれども持つべきなのだと整理をされて初めて、それに向けた検討を行わなければならない状況になるのであり、まずはその整理から必要なのではないかと思っている。

(大橋部会長) マイナンバー制度が政府の全体の方針でというのは、国全体として見て、ガバナンスの問題としてどのような形でやるのが一番効率的なのかという観点から考えていきたいと思いますということなので、地方税の分野で、実際に共通基盤であるマイナンバー制度を使えばこの問題が解消できるということであれば、不動産登記の事務はこうであるからというのは回答にはならないのではないかと。

(法務省) 登記の申請人に新たな御負担をかけることになるので、そこについての説明を政府全体で行っていくことが必要である。法務省から、不動産登記事務の中で必要だからマイナンバーを出してくださいということは言いづらい中で、税あるいは政府全体の方針として必要なので登記の申請があった場合に出してください、という整理をしていくことが必要である考えるため、そのように回答している。

(大橋部会長) 今回、指定都市市長会も含めて提案が出ていることで、エビデンスとしては、具体の自治体から1か月当たりで登記所から7,000件、5,000件というもののうち4,500件、2,000件というような特定に時間を要する事務が実際に発生しており、それに非常に疲弊していることは明らかなので、何も手を打たないと、マイナスはずっと継続したままということになるが、法務省としては具体的に何を確認されたいのか。二次ヒアリングに向け、こういうことを確認するという具体的な調査項目などはあるか。

(法務省) 我々としては、まずマイナンバーを出してもらうときにどういった仕様で出すのか。そして、それをどう通知していくのかということをお互いに調整していく必要があると思っている。登記された不動産は全国に2億8,000万筆個ある中で、異動の登記申請がされるものは年間約1,000万筆個であり、その部分に限った形で法務省の方でマイナンバーを取得し、通知するのか。その通知の方法は、現状として紙で通知を受け取っている市町村が、引き続き紙で受け取る形でもよいのか、そうではなく、また別の通知の方法が必要なのか、そういったところも含めて整理をしていく必要があると考えている。

(高橋構成員) まず政府全体でそういう認識をする必要がある。今、こちらにはデジタル庁を含む関係者にお集まりいただいているので、3府省で合意されれば、法務省として検討をスタートするというところでよろしいか。

(法務省) 制度面や、実際のどういうシステムを構築するかの検討が必要だということであれば、やっていくということになると思われる。

(高橋構成員) 制度にどういう形でやるかということを含めて検討に入るということでよろしいか。

(法務省) 大橋部会長からあったように、法務省としてマイナンバーが不動産登記のために必要な情報だという整理が難しいため、今回必要性があるということはこの会議でもお認めいただいて、何らかの形で政府の方針であると明らかにしていただけたらということであれば、その必要性の部分は、法務省としても認めていくということになるので、今の質問にお答えするならば、その必要性を前提としてどのようなことができるかを協力

して検討していくことについては、前向きに取り組んでいきたい。

(大橋部会長) 本日の説明の中で、いまだに書面でのみ通知を受けているとあったが、これは今までは書面がメインだったということで、今回こういうデジタルの仕組みが入れば、そんな苦勞をしてやりたいという自治体はなく、自治体も乗り気だという意見を聞いているので、是非進めていただきたい。システムの構築などについてはいろいろ相談していただければと思う。あと、説明資料の最後に記載のある受益者負担というのはどういうことか。これは社会的な基盤システムだとすれば、受益者負担というので特別に誰かに利用料を負担というのは考えにくい、これはどういう趣旨か。

(法務省) 端的に申し上げれば、今回マイナンバーを不動産登記で利用する検討を進めるということになると、不動産登記のシステムは当然改修しなければならないということになるが、政府の中でどこが費用を負担するか。不動産登記だから法務省だけで負担するということは厳しいという趣旨である。また、自治体でも特に異論がないのではないかと指摘であったが、システムを国で一定程度作るにしても、自治体でもシステムを整備、改修していただく必要もあり、それ相応の負担が自治体にもかかるのだと思う。現在でもオンラインでの通知ができるのに利用されていないというのは、そういう改修面での負担等も考慮している自治体も一定数あるのだとは思っている、法務省としてそれを不動産登記の観点から納得いただくというのは難しいので、説明の仕方等については、自治体にも納得いただくような整理の仕方をしていただく必要があるのではないかなというようにことも申し上げたかったという趣旨である。

(総務省) 今のシステムの件だが、令和2年からオンラインで通知ができるようになっている。総務省として各自治体の導入状況を調査しており、現時点で9割以上が今後も含めて導入すると答えている。そのうちのほとんどが令和8年度中に導入するという回答となっている。残りラストワンマイルというところについて、総務省として機会があるごとにオンライン利用の通知を呼びかけている。総務省としてもしっかり自治体に働きかけていきたいと思っている。

(大橋部会長) 法人番号の点については、法務省、いかがか。

(法務省) 会社法人等番号というものが元々不動産登記あるいは商業登記の中で使われていて、商業登記の中で作られている番号を不動産登記にも付すことにしたところ。法人番号はその後別途、会社法人等番号を基に作られたものであり、今の不動産登記あるいは商業登記の中では用いていないものになる。それを法務省で準備するというのは現状としてはなかなか難しいと思っている。

(大橋部会長) 今回提案が出ていて、システムの改修という話になったときに、前半部分だけで終わるとかということではすごく無駄な社会的なコストのかけ方なような気がする、やはり必要性があるのだとすれば、法人番号の検討も含めてやっていただくことがトータルで見たらシステム改修費用を抑えるということにつながるのではないかなと思うが、いかがか。

(法務省) 会社法人等番号から法人番号に変換するツールなどがあるのであれば、用意いただければ、実装することなどもできると思うが、不動産登記の中でそれを作れと言われても困難であるため、どういう形で変換しているのかということを確認いただく方がよいのかと思われる。

(川口参事官) 法人番号についても、個人についてはマイナンバー、法人については法人番号を申請者から登記所で取っていただいて、同じように市町村に通知するということは可能ではないかと思われる。会社法人等番号と法人番号と対象に若干のずれもあるので、マイナンバーを利用することと併せて、法人番号も同じように検討をするべきではないか。

(国税庁) 法人番号と会社法人等番号は少し違いがあり、いわゆる合同会社とか株式会社という普通の会社であればチェックデジットが1桁変わるだけであるが、例えば、外国法人であるとか、会社法人等番号と全く関係

のない法人というもあるので、そういう意味では、変換ツールという言葉が出ているが、全てをカバーできるわけではないということだけ認識いただければ。参事官のおっしゃったとおりで、変換ツールではなく最初から申請みたいな形でないと難しい、少し漏れる点があるということは御承知おきいただければと。

(高橋構成員) マイナンバーにしても、この種の法人についての付番でも、デジタル社会なので、当然に企業活動、個人活動の中で把握すべき番号だと思う。そういう意味で、申請者に項目が1つずつ加わるということについては、国全体の中で申請者に1項目増えることについては多少負担いただくという整理で私はよろしいのではないかと思う。そこはきちんと説明責任は法務省としても果たされることは現代社会の中で十分できるのではないかと考えているが、いかがか。

(法務省) 法務省として整理や説明ができるのは、所管事務の範囲で必要かどうかなので、この会議で整理していただいたもので、こういう理由で必要になってきましたという形での周知といいますか、理解いただくようには努めてまいりますけれども、なぜマイナンバーを法務省で集めていかなければいけないかということについては、その必要性について国民の皆様になんか納得いただけるように整理いただきたいという趣旨で申し上げている。

(高橋構成員) 関係省庁で話し合って、国全体として必要であるということで合意していただければ、それでよろしいと思う。

(法務省) 特にそこ自体に異論はない。

(大橋部会長) それでは、是非協調的な執行という形でお願いしたいと思う。マイナンバーのひもづけと法人番号の問題についても、次回の二次ヒアリングでまだ抽象的な話だと年内にまとまらない。是非具体的な検討結果とスケジュールをお示しいただきたいと思うので、関係省庁の間で議論いただき、準備いただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)